

平成26年 第6回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年4月10日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年4月10日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第26号議案

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関する  
有識者の委嘱について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について
- (2) 平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別  
支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について
- (3) 体罰根絶映像資料（DVD）について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について
- (5) 区教育委員会指導主事の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	遠藤 勝裕
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂子
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第6回定例会を開会します。

まず取材・傍聴関係でございます。取材は、東京MX外6社、合計7社からの申込みがございました。個人は、合計15名からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。なお、東京MXが頭撮りをしたいということですので、よろしく願いいたします。それでは入室してください。

### 日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言私から申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない事態が生じており、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じては法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際にも、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

### 会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、山口委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年2月27日開催の第4回定例会会議録につきましては、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第4回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回平成26年3月27日開催の第5回定例会会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第26号議案並びに報告事項（4）及び（5）については人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱います。

## 報 告

（1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について

【委員長】 まず、報告事項（1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、説明を教育政策担当部長、お願いいたします。

【教育政策担当部長】 それではA3判の報告資料（1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案についてを御覧いただきたいと存じます。

まず、この法の改正案ですが、これまで教育委員会制度の在り方について政府の教育再生実行会議、あるいは中央教育審議会等々で議論をされ、先般3月13日に与党合意がなされ、法律案ができたものでございます。

法律案については、ここに書いてございますように4月4日閣議決定をなされたところですので、この件について御報告したいと存じます。

なお、まだ法律案については、今後国会での審議がございますので、詳細についてはその中で政府答弁等もあろうかと思っておりますので、現在私どもが把握していることに

ついて、法律案によって御報告したいと存じます。

まず、この資料ですが、左側に「法律案の主な改正事項」、そして右側に「法律案のポイント」としてございます。そもそも今回の教育委員会制度の在り方については、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保すること、それから首長を含める責任体制の明確化、それから迅速な危機管理、あるいは国の関与の方法について様々な観点から議論をなされたところでございます。

まず左側の「法律案の主な改正事項」ですが、大きく「教育委員会」と「新『教育長』」、それから「首長」と、今回新たに記載されている「総合教育会議」、「国の関与」という形で分類をしております。それに基づいて各項目について改正事項を御説明します。

まず「教育委員会」については、引き続き執行機関として規定されておまして、地方自治法の改正はございませんでした。この地方自治法においては、教育委員会は「別に法律が定めるところにより」という規定がございまして、この別に定める法律がこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。

それから2番目の丸印ですが、教育委員会と首長の職務権限は現行どおりということですが、これは、例えば首長においては予算の編成権、あるいは議会への議案の提案権というもので、地方自治法に規定されているところでございます。

また、教育委員会は、学校の設置、管理、教科書採択、教員の人事が権限としてございまして、首長と教育委員会の職務権限については現行どおりの規定となっております。

3番目は新たに規定されたところで、教育委員が3分の1以上の委員から教育委員会を開催してほしいとの招集の請求があった場合には招集しなければならないとされているところでございます。

また、教育委員の任期は現行どおりの4年ということでございます。

右側「法律案のポイント」を御覧いただきたいと存じますが、この項目については政治的中立性、継続性・安定性の確保のための仕組みの維持という観点に基づくと、教育委員会を引き続き執行機関とすること、それから教育委員会と首長の職務権限が現行どおりということですので、引き続き政治的中立性等の確保のための仕組みが維

持されると考えてございます。

その下の「新『教育長』」です。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表いたします。また、教育長は、教育委員会の会議を招集となっているところでございます。

現行制度においては、教育委員長が会議を主宰し代表するとされております。また、同様に、教育長は全ての事務をつかさどるという規定がございまして、ここの部分が大きく変わったところでございます。教育長の職務権限が非常に大きくなったということでございます。

それから3番目ですが、教育長は、教育委員会から委任された事務、臨時代理をした事務の管理・執行の状況を報告する必要があると、これも新たに設けられたところですが、東京都教育委員会においてはこれまでも東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の中で、教育委員会に報告をするという規定がございまして、基本的には東京都教育委員会が今行っていることと同じでございます。

その次、教育長の任期は3年ということで、これまでは教育長は教育委員であったので、任期は4年でした。これについては様々議論がございまして、首長の任期は4年ですので、首長が任命権を行使できるような制度にしたところがございます。

その下で、教育長に事故があるとき、あるいは欠けたときは、その指名する教育委員が教育長の職務を行うというところがございます。

ただ、実際は、これは現行制度でも、教育次長等の行政職員で事務委任を行うことが可能ですので、このような形で対応できるだろうと考えておるところでございます。

「法律案のポイント」は、責任の明確化、あるいは処理の迅速化というところでいくと、教育委員会の全ての事務をつかさどる教育長、教育委員会を主宰・代表する教育委員長を一本化したところですので、教育委員会の招集や審議すべき事項を判断することが迅速かつ的確にできるというところで、これまで教育委員会の責任の明確化というところが不十分ではなかったのかという議論に対しては、これは責任の明確化が図られるものだろうと考えておるところでございます。

その下で、今度は「首長」と「総合教育会議」でございます。首長については、こ

れまでは国の教育振興基本計画を参酌して、現在、東京都では教育ビジョンという地方の教育振興基本計画をつくっているところですが、これに加えて新たに「教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、これは大綱と略していますが、この大綱を新たに策定することになりました。

また、その下で、大綱を策定・変更する場合には、総合教育会議において協議するとされているところでございます。

その下、首長は、議会同意を得て、教育長の任命、罷免を行う、これも基本的には現行と同じでございます。

その下の新たに設けられる「総合教育会議」ですが、先ほど申し上げた大綱のほか、1番目の丸印に三つ掲げていますが、②教育条件の整備など、教育、学術及び文化の振興のため重点的に講ずべき事項、それから③緊急事態のために講ずべき措置といったものを、以下の事項について協議及び構成員の事務の調整を行うとされているところでございます。

それからその下で、構成員については、①地方公共団体の長、知事あるいは区市町村長、それから②教育委員会と定められているところでございます。

また、総合教育会議は首長が招集し、あるいはその下で、教育委員会の側からも首長に対して総合教育会議の招集を求めることができると規定されているところでございます。

その下は、有識者の意見を聞くことができる、会議は原則として公開、それから事務の調整の結果を、構成員は尊重すると規定されたところでございます。

この「法律案のポイント」ですが、首長と委員会との連携・協力の緊密化ということでございます。

ここに掲げていますように、これまでも教育予算の編成とか教育振興基本計画の策定するときにも、やはり私どもも首長と様々な形で協議等を行ってきたわけですが、このような形で総合教育会議を新設する、あるいは大綱の策定などの制度化というところで、首長と教育委員会の連携・協力が一層緊密になるだろうと考えておるところでございます。

それから、その下の「国の関与」ですが、これは「法律案の主な改正事項」を御覧



いただきたいのですが、これまでの現行法でも第50条、同じ条文ですが、（児童等の生命・身体の保護のため）という表現がございましたが、これを厳密に「現に被害が生じ、又は正に生じるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大・発生の防止のため」という形で要件を非常に明確化したところでございます。

これは「法律案のポイント」に掲げていますが、現行規定では、例えばいじめにより不幸にも自殺をしたといったその後の場合は、「生命・身体の保護のため」という要件が該当するかどうかという疑義がございましたので、これを明確化することによって、いじめ自殺等の拡大・発生の防止を含めて、国が関与できることを明確化したということでございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。改正法の施行期日と移行でございます。法の施行日は平成27年4月1日、これは法律には附則がございますので、附則第1条で定められております。

本来でいきますと、新制度への移行は全てを移行するということですが、附則においては、いわゆる経過措置、段階的な移行期間、移行措置を定めているところでございます。

その下の2. 新教育長への移行についても、これは附則に定めがございます。二つ例を挙げてございます。1番目が<新教育長への移行が最も遅い場合>で、これは法施行の際、現に在職している教育長、つまり現教育長ですが、施行日以降も、その委員としての任期が満了するまでの間は、現行制度が適用される、つまり委員長と教育長、それから他の教育委員会の制度の関係については現行制度がそのまま適用されるということでございます。

この図で示しているところを御覧いただきたいと思います。まず赤字の平成26年6月公布予定としておりますが、国会の会期が6月で、第186国会ですので、6月の公布を予定しておりますと、平成27年4月1日の施行の間ですが、この青で掲げているこの点線の部分も含めて御覧いただきたいと思います。旧教育長の委員の任期満了まで現行制度を引き継ぐ場合ですが、この点線の上の部分の四角で、旧教育長の委員としての任期中に限り、現行制度が適用されるということは附則第2条第1項に掲げております。つまり、教育委員長が会議を主宰し、教育委員会を代表する現行制度が生

きるわけでございます。

この点線を右側に行ってくださいますと、その上に線が二つに分かれておりまして、これは旧教育長の委員としての任期の満了日を、教育委員長の委員長としての任期の満了日とみなすという規定と、首長による新教育長の任命が同時に行われるということとなります。

その間、その下ですが、＜緊急の場合の首長の指名＞でございます。仮に健康上の理由などによって旧教育長が急に欠けた場合は、その時点で新教育長制度に移行することとなります。移行するまでの間は首長が委員のうちから新教育長の職務を行うものを指名、先ほど新しい方の第13条の第2項の規定が適用されるということになるわけでございます。

続いて＜新教育長への移行が最も早い場合＞、これは本則適用となるわけですが、この場合は平成26年度中に議会の同意など、任命のための所定の必要な行為を行うように規定されているところでございます。

同様にこの線のところを御覧いただきたいと存じますが、施行日に新教育長に移行する場合ですが、この点線の下に掲げてございます、施行日前であっても、新教育長の任命のために必要な行為、つまり、例えば議会の同意などは行うことが可能と附則第3条に掲げてございます。

そうしますと、平成27年4月1日に首長による新教育長の任命と、同時に教育委員長の委員長としての任期の満了日がここで迎えられるということとなります。

その下ですが、首長による大綱の策定、総合教育会議の設置については、この点線のところがございますが、この設置、運営の在り方等について検討・準備を進めて、これについては平成27年4月1日に、先ほど申し上げた新たな制度に移行するという形でございます。現在閣議決定はされたところですが、国会の審議で更に解明される部分があるということでございます。

3ページに関係条文案をお付けしているところでございます。

これまでも私ども教育委員会としては、国に対して2回、教育委員会制度について、先ほど申し上げたような政治的中立性、継続性・安定性確保のためには、引き続き執行機関として教育委員会を置いていただきたいということを重ねて要望しており

ました。一部それ以外の改正事項もございますが、ほぼ私どもの意見、あるいは各教育委員会の意見が反映されているものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等はございますか。

【竹花委員】 この附則の条文がないけれども、附則の条文を見せてくれますか。要するに改正法が施行される時期への対応を今2案示されたけれども、どちらが原則で、どちらが例外なのか、そして誰がそれを決めるのかについては何か書いてありますか。

【教育政策担当部長】 これは附則第1条で、この法律は平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するという形で、今、附則第3条及び第22条の規定は公布の日、それ以外のものについては、地方公務員法等の他の法律との関係がございしますが、それから第2条において、この法律の施行の際、現に在職する、この法律による改正前の地教行法に定める教育長については、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例によると定められているところでございます。

なお、決定については、詳細はまた国会の審議をまたなければいけないと思いますが、首長と教育委員会との間で議論をするのかなと考えているところでございます。

【竹花委員】 決定については何を議論するのですか。

【教育政策担当部長】 これは首長と教育委員会の間で、これをどうするか、特にこの制度が決まってから委員長と教育長と知事の間で協議をして決めるものと考えております。

【竹花委員】 何を決めるのですか。そんなことはどこの法律に書いてあるのですか。

【教育政策担当部長】 条文上は明確な規定はございません。

【竹花委員】 部長、この法律の改正の意義をきちんと捉えなければ駄目ですよ。何もそんなに大きく変わったわけではないのだから、きちんと説明してください。両方の場合が書いてありますが、誰が、いつ、どのように決めるのですか。これは誰か

分かる人が説明してください。

【教育政策課長】 竹花委員の「誰がどのように決める」ということを、もう少し具体的におっしゃっていただけますか。

【竹花委員】 これは来年4月1日から施行されるわけで、新制度への移行は2と  
おりの場合があるとの御説明がありました。一つは旧教育長の委員の任期満了まで現  
行制度を維持する場合、これは委員としての任期が4年間あります。

今、現教育長の委員の任期はいつまでありますか。

【教育政策担当部長】 平成28年7月12日まででございます。

【竹花委員】 ですから、平成28年7月までは教育委員としての任期があります。  
これは特別な法律がない限りは、この権利は消えませんが、委員としての  
権利は残るわけですね。

そして、教育長としての任期は、教育委員会が教育長として比留間教育長にお願い  
しますと決めたわけですね。そのときの教育長の任期はどうなっていますか。

【教育政策担当部長】 それは平成28年7月12日だと理解しています。

【教育政策課長】 竹花委員の御質問の意図が分かりました。どのタイミングで新  
制度に移行するのか、最も遅い場合もあれば、最も早い場合も法令上予定されている  
けれども、それを誰がどのように決めるかということですね。

【竹花委員】 この東京都教育委員会の運用が変わるのはいつなのか、それはどう  
やって決まるのかを聞いているわけです。

【教育政策課長】 それは法令上はどこにも書いていません。各教育委員会の中で  
別途御判断いただくということで、法令上の縛りは全くございません。

【竹花委員】 それは法令上の縛りがあって、今申し上げたように教育委員として  
の任期が4年あるわけですから、これは辞任か何かをしないと教育委員としての権利  
はなくなりませんから、この問題をどうクリアするかは法律上の課題だと思います。  
何でもよいから相談して「あなたはやめなさい、新教育長は次の人だ」と新教育長が  
決められるわけがないと思いますよ。

そういう点についてきちんとした法律の解釈をしなければならないし、教育委員会  
が一旦決めた教育長としての職務を、平成28年7月までであるという決定は決定として

有効なわけですから、これが有効でないとするためには、教育委員会として新たな決定が必要です。

そうした既存の権利関係についてきちんと整理をしないと、今部長が言っているように、首長と教育委員会が相談して決めればよいという話ではないですよ。そこは法律をよく勉強しなければ駄目ですよ。

教育長、今私の申し上げた点についてよく検討するようにお願いします。

【教育長】 おっしゃることはよく分かっているつもりですので、その点を具体的にどうするかは、制度的な問題は今おっしゃったとおりだと思います。実態としてこれをどうしていくのかについては、また十分に検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【竹花委員】 例えば教育長がこの法律の施行を早めるために委員を辞任するというようなことは、あるいは教育委員を辞任するというようなことは、そしてまた、新たに今の比留間教育長が新たな教育長として任命されるというようなことは脱法行為です。

そこら辺を整理しないととんでもないことになりかねないと思いますし、やはり法律の施行とか附則は非常に大事なもので、権利義務関係にはきちんとしたものがあるはずで、それは法律が求めていることですから、整理した上で準備しませんと、「来年の4月からこの法律が変わるのだから、東京都は一斉にやりましょう」という話にはならないと思います。

そして、部長は、首長がそれを「では、そうしよう」と命ずることができるものでもないということをよく理解しなければ駄目ですよ。私は、法律を普通に読む人としてそうだと言っているわけで、そういうところを曖昧にしては今回の法律の改正の趣旨も、あるいはその施行も非常に曖昧になると思います。

それから、今回の法律の改正は、今担当部長からもお話があったように、教育委員会の執行権限が既存のとおり残されます。今回の法律の改正の大半の部分と言いますか主要な部分は、教育委員会委員長の規定がなくなって、要するに存在がなくなって、この教育委員会委員長の役割、権限を新たに教育長とされる人が担う、そのことに伴う改正だということだと思っております。

ですから、この「法律案のポイント」に事務方から出されていますが、教育委員会の全ての事務をつかさどる教育長という、この全ての事務をつかさどるところは少し曖昧ですよ。全ての事務というのは、教育委員会の権限を全て持つというわけでは決してないのです。

事務方がそこら辺の曖昧な解釈をすると、「これからは新たな教育長がみんなやるのだ、教育委員会は御意見番だ」ということになりかねないということを私は非常に懸念しているのです。

ですから今、部長に厳しく言っているわけです。そして皆さんもよく分かっておいってください。教育委員会としての権限は残るのです。教育長は、事務方を執行するという今までの権限と合わせて、この教育委員会の会議を主宰するという教育委員会の委員長を併せ持つようになったにすぎないのです。その結果、教育長の権限が、会議を主宰するという教育委員会委員長の権限として法律に書かれてある事項がプラスになるだけで、その他には何も権限としてプラスになるものはないのだということを、皆さんはよく分らなければいけないです。

これから国会で議論がいろいろなされるだろうと思いますが、これは私が大げさに言っているわけではなくて、この法律の改正はそういうことなのですから、全ての事務をつかさどる、これが大きく変わるところですというふうに考えては駄目ですよということを、皆さんによく分かってほしいと思います。

ところで、一つ質問があります。教育長の任期は3年となっていますが、他の教育委員についてはどう聞いていますか。それから、今回の法改正の後、教育長は教育委員であることが必要なのですか。

【教育政策担当部長】 今回の制度では、教育委員ではございません。

【竹花委員】 そうすると、教育長は教育委員ではなくなるわけですね。

【教育政策担当部長】 さようでございます。

【竹花委員】 なるほど、だからこそ、やめるまでは既存のままという考えが出てくるのだらうと思います。そうすると、すぐやめなければいけなくなれば、分かりました、そういうことなのですね。

そうすると、教育委員の定数はどうなりますか。

【委員長】 私もその辺が分からなかったのですが、定数はどうなのでしょう。

【教育政策担当部長】 定数は基本的に今までと同じでございます。

【竹花委員】 そうすると、1人新たに任命することになるわけですね。

【教育政策課長】 議決のときの考え方自体は条文をちょっと変えています、原則としては今までどおりの考え方でよいと思います。

【竹花委員】 今、東京都の場合は教育委員は何名になっているのですか。

【教育政策課長】 6名です。

【竹花委員】 そうすると、新教育長は教育委員でなくなるとなると、1名増えることになるのですか。今の5名の任期はそれぞれ、いつまであるか分かりませんが…。

【教育政策課長】 条文上は、例えば委員の任命についての、同一政党に所属するかどうかという規定があります。任命について現行規定では、委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することになってはならないという条文があるのです。その定数の考え方について、新規定では、教育長と委員の任命については、その委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一政党になってはならないと、要はその1を加えた数と規定を見直すことによって、教育長が教育委員の外に出たことの手当てをしているということになっています。

【竹花委員】 それはよく分かりましたが、教育委員の定数に関する規定は、今法文上、どこに書いてありますか。

【教育政策課長】 今申し上げた第4条の第3項です。

【竹花委員】 第4条の第3項は、東京都の場合には何名だと書いてあるわけですか。

【教育政策課長】 東京都の場合で言うと、委員の定数が6になっています。

【竹花委員】 そこは変わらないわけですね。

【教育政策課長】 なので、定数の数自体という問題よりも、何かを決めなければいけないときの……。

【竹花委員】 定数が書いてある以上は、定数を埋めなければいけないわけでしょう。

【委員長】 そう、満たさなければいけないと思います。

【教育政策課長】 今、委員の意図が分かりました。

今第3条の（組織）のところで、教育委員会は5人の委員をもって組織するということが原則として第1文で書いてあります。それが今度は、教育長及び4人の委員をもって組織するとなりますので、組織の定数という意味においては、教育長が外に出ることによって、この5人というのが教育長及び4人の委員をもって構成するというふうに変わります。

【竹花委員】 第3条の（組織）によれば、教育委員会は5人の委員をもって組織すると書いてありますね。

【教育政策課長】 ええ、なので、その5人というのが……。

【竹花委員】 そして、ただし条例で定めるところにより都道府県若しくは<sup>うんぬん</sup>云々にあっては6人以上の委員で組織することができる<sup>うんぬん</sup>と書いてあるわけですが……。

【教育政策課長】 そうです。

【竹花委員】 現行の条例では、どう書いてあるのですか。

【教育政策課長】 条例自体は6名とあります。

【竹花委員】 そうすると、この条例は6名と書いてあるわけですから、その後の可否同数の場合のプラス1の規定とは無関係に、委員の数はその条例で決められているはずですから……。

【委員長】 増やさなければならない。

【竹花委員】 既存の条例が変わらない限りは、もう1名増やすということになりますね。

【教育政策課長】 そうです。

【教育長】 この辺については具体的にこれから、要するに条例とか規則とかを、東京都も基本的には整備していく必要がありますので、それは具体的に法の施行される来年の4月1日の一つのターゲットにしながら、法案が成立し、国がいろいろな解釈を明らかにした段階で、具体的にそういう規定整備の作業に入っていくこととなります。今の点については、この条例は多分変えなければ無理だろうと思っています。

【竹花委員】 私が教育長に申し上げたいことは、法律が変わりました、それを施



行する、そのためにいろいろな準備をしていくというときに、法律の趣旨をきちんと考えてやってほしいと思うのです。すぐに「それは首長との相談で」と、そんな話では一つもないので、そこら辺の法律を執行するという公務員の責任をよく捉えてしっかりやってください。そのことをよろしくお願いいたします。

それから、もう一つですが、今この法律の改正案が閣議決定されたわけで、閣議決定をするときには、白表紙と言って、法律改正の趣旨からきちんと書いたものがあるのですが、手に入っていますか。

【教育政策担当部長】 はい。

【竹花委員】 もしあれば、それを私に1部もらえますか。どういう趣旨でこういう改正をしたのかということについて非常に興味深く思っています。それを一つお願いしたいと存じます。

それからもう一つ、さっきの教育政策課長の説明で、教育委員会としての決定の在り方は余り変わらないのだろうと思うのですが、委員長は主宰している議長ですから、今でもそうですが、5人の可否同数で決めるわけですね。

【教育長】 いいえ、6人です。

【竹花委員】 まあ、可否で決めるわけですね。今も、それが同数の場合には委員長が1票を行使するというやり方なのですね。

【教育政策課長】 はい。

【竹花委員】 それはこれからも多分変わらない。そこら辺はこれからよく検討しなければいけない。会議ですから、そうすると、今まで教育長は教育委員として、その可否同数の決定権限に加われたわけですが、新教育長は、この委員が最初に決める委員会の決定の第1段階のものについては、決定に参加することができないという法律の建前になるわけですね。

【教育政策課長】 第1段階ですか。

【竹花委員】 そうですね。そして、可否同数の場合にだけに新教育長は決定に関与することができる、これが今回の法律の立てどころなんですね。

【教育政策課長】 はい。

【竹花委員】 これは非常に難しいところで、教育委員会の会議を主宰するという

のは、実は公安委員会にも同じ問題があります。国家公安委員長は会議を主宰しますが、決定するのは5人の国家公安委員です。国家公安委員長は、これがもめて可否同数になったときに初めて権利が行使できるんです。それは国家公安委員長として余りにも権限が乏しいのではないかという思いを持たれる委員長も結構おられます。新教育長はそういう教育長になるわけですね、法律はそういう予定をしているわけですね。

【教育政策課長】 はい、現行規定上は、可否同数のときは教育委員長の決するところによるとなっているところが、新制度に移行すると、そこは、可否同数のときは教育長の決するところによると変わってきます。

【竹花委員】 皆さん、そういうこともよくお分かりいただいた上で、今回の制度の……。

【教育長】 ちょっといいですか。

教育政策課長、可否同数のときはと言うときに、最初から現行委員長は、その決定の1票を行使する権限はないのですか。

【教育政策課長】 あります。

【教育長】 あるのでしょうか。

【竹花委員】 それはあるのですか。

【教育政策課長】 はい、あります、それが前提です。

【竹花委員】 それは規則になっているのですか。

【教育政策課長】 法律に書いてあります。

【竹花委員】 どこの法律に書いてあるのですか。

【教育政策課長】 現行の法律で言いますと第13条の第3項です。

【竹花委員】 そうすると、権限は教育委員会の委員ですから、新教育長は教育委員会の委員ではありませんから……。

【教育政策課長】 なので、今現行の第3項で、出席委員の過半数で決しという文言は、出席者の過半数で決しと変わります。

【竹花委員】 なるほど。では、そこは新教育長もこの第1段階のときに投票権を持つと。

【教育政策課長】 はい。

【竹花委員】 その後、可否同数の場合は……。

【教育政策課長】 その場合は、新教育長が決すると。

【竹花委員】 なるほど、そういう点では新教育長は今の教育委員と同等の権限を持つということですね。

【教育政策課長】 そういうことです。

【竹花委員】 分かりました。では、そういう点も含めて、東京都教育委員会のその運用の在り方、この法改正の後どうなっていくのかについて少しきちんとした検討をしていただいて、改めて御報告を願いたいと存じます。

それからもう1点、これは老婆心ながらですが、今回のこの改正を見てみますと、総合教育会議が原則として公開されて、首長と行われるわけですが、これは構成員が首長と教育委員会となっていますから、これは教育委員会ですから全員が出ることができるわけで、それが原則として公開されて、大綱の策定とか重点事項とかを公開で首長と議論ができる。だから、これはとてもよい制度であって、本当にしっかりとした議論ができれば良いし、多くの都民の見ている中でこうしたことが議論されることはとてもよいことだと思います。

その中で、児童・生徒等の生命・身体に「現に被害が生じ、又は正に生じるおそれがあると見込まれ」る場合、こういうことについて、この総合教育会議で協議、事務の調整が行われるという、この規定が今開かれている都議会で議論されているのでしょうか。いじめについての東京都の基本条例がありますね。

【教育長】 あれは次の議会に提案いたします。

【竹花委員】 その条例は見直す必要はありませんか。

【教育長】 それは、ないと考えています。

【竹花委員】 ないと考えていると言いますが、いじめへの対応について、いろいろな形でいろいろな人が役割を持っているという条例になっていると思うのですが、これで首長の役割が具体的に出てきたのですが……。

【教育長】 首長が、教育委員会が調査する内容について、これでは不十分だと考えたときには、首長が自分の独自の機関をつくって調査するという条項を条例の中に

準備してあります。

【竹花委員】 それはこの今の法律改正を超えている話ですから……。

【教育長】 それははじめ対策条例の中に入っているものをそのまま受ける形で、法律の方では「できる規定」なんです。条例では、それを設置するような形で、常設ではありませんが、必要なときには設置する形で条例を整備しますので、この内容とは基本的にはバッティングしないだろうと考えています。

【竹花委員】 バッティングしないのはもちろんよいのですが……。

【教育長】 整合がとれていると考えています。

【竹花委員】 私は条例の中のどこかにこの法律の趣旨が生かされる必要があるのかどうかだけがちょっと心配だったのです。

【教育長】 それは大丈夫だと思います。

【竹花委員】 大丈夫ですか。それもよく検討してみてください。

【教育長】 はい。

【竹花委員】 では、よろしく願いいたします。

【委員長】 私も、よく分からないところが多々あったのですが、今の竹花委員の御質問で少しだけ理解できました。今後、国の審議の状況を見ながら、我々としても、どうしていくのかについて慎重に考えていきたいと思います。事務局にもよろしく願います。

ありがとうございました。ほかにございませんか、よろしゅうございますか。  
—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については今後いろいろ問題が出てくるようですが、報告として承ったということにさせていただきまして、次へ参ります。

(2) 平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【委員長】 報告事項（2）平成27年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、説明を指導部長、よろしく願います。

【指導部長】 平成27年度に都立高等学校で使用する教科書の採択についてでございます。都立高校で使用する教科書については、毎年度当初にその採択の方針をここで報告させていただいております。今回示した1の採択に当たっての留意事項、2の調査研究、3の都立高等学校等における教科書の選定、そして4の東京都教育委員会が行う教科書の採択の中身については、昨年度と変更はございません。

まず、1の留意事項は4点ございまして、(1)は採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うというものでございます。

(2)に学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、高等学校用教科書目録に掲載されている教科書のうちから採択するとございしますが、この学校教育法附則第9条の規定による教科書と申しますのは、主として特別支援学校、特別支援学級等で使用される絵本などの一般図書で、これを除いて全て目録に掲載されているものから採択するという内容です。

(3)は専門的な調査研究、(4)は生徒の実情等に十分配慮するという留意事項です。

2の調査研究の対象となる教科書は、新たに昨年度に文科省の検定を経た教科書ということになっており、これについては2枚目に別紙として資料を付けてございます。主に高等学校の高学年、高校3年生で使用される教科書で、左の共通教科では、表頭に検定終了点数とあって、そのうちの合格の下の欄を見ていただくと、合計47点という数字がございまして、さらに右側の専門教科では、検定終了点数のうち合格したものが一番下の欄を見ていただくと、合計24点となっております。共通教科47点、専門教科24点の合わせて71点を調査研究してまいります。

2の(3)で、その調査研究の資料をつくって各学校に配布しますが、これは6月中旬に教育委員会に報告して各都立高等学校等に配布していく予定です。

3は各都立高等学校等における教科書の選定で、各学校で校長を委員長とする教科書選定委員会を設置すること、そして私どもが作成する調査研究資料を活用するなどして、各都立高等学校等において教科書の調査研究を行うこと、そして各都立高等学校等は生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書を選定してまいります。そして具体的な選定理由書を7月の下旬を目途に教育庁指導部に報告することとなっております。

最後に4として、東京都教育委員会の教科書採択ですが、この調査研究資料を活用して都立高等学校で使用する事が適当であるかどうかを検討していただき、教科書、調査研究資料、各学校の選定結果などを総合的に判断して、8月の下旬を目途に教科書を採択してまいります。

今後この方針が御了解いただけましたならば、速やかに各都立学校に通知して、また校長連絡会で説明し、採択の作業を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御意見・御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

【乙武委員】 一つよろしいでしょうか。今朝の新聞に、それは小学校用の教科書についてでしたが、震災が起こってから初めての検定だったということで、主に震災の取扱い、原発の取扱いについての記事が載っておりました。高校は分からないのですが、もしかしたら理科など何らかの教科書に載っていることがあるかと思うのです。先日、検定は通っているものの、国旗・国歌の関係で東京都の方針にそぐわないということで指導するということがありましたが、今回この震災や原発の取扱いについて、東京都教育委員として、検定が通っても、こういう方針のものは都としては適切ではないと考えているというような事項は何か想定されていますでしょうか。

【指導部長】 まず、高等学校の教科書については、実はまだ見本本が届いておりませんので、その見本本が届いた段階で詳しく調査研究をしてまいります。今、委員御指摘の原子力発電所の問題等についても、これまでも調査研究の項目としてございますが、都立高校で使用するに適切かどうかを調査研究をして、また報告をしたいと思っております。

【乙武委員】 よろしくお願ひします。

【委員長】 他に、よろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます、次へ参ります。

(3) 体罰根絶映像資料 (DVD) について

【委員長】 報告事項（３）体罰根絶映像資料（DVD）について、説明は同じく指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 それでは報告資料（３）体罰根絶映像資料（DVD）についてでございます。昨年の９月に体罰関連行為のガイドラインを策定し、どのような行為が体罰で、どのような行為が体罰でないかを示したところですが、それを映像化して、教員はもちろんですが、児童・生徒、保護者がそれを視覚的に確認し、共通理解を深めるといった目的で作成したものでございます。

また、もちろん体罰はいけないということをお子たちに気付かせるわけですが、そもそも教員の指導に対するお子たちの言動と申しますか、悪いことをしたら厳しく指導されることは当然であるという部分についても注意喚起を行う内容を盛り込んでございます。

内容は、教員・保護者用と、右側の中学・高等学校編、そして小学校高学年編と３本で作成しました。こうした体罰の映像資料は全国的にも例がございませんで、例えば三重県などでは教員向けに大学の教授の講演の様子を映像化して配布しているという例はございますが、お子たちに向けたこうした資料は全国で初めてであると言えます。

内容ですが、中段左側、教員・保護者用は、まず体罰の認識の違いというものがございますので、そこから導入してまいります。

そして、ガイドラインに沿った①体罰から⑧緊急避難までの例を映像化いたしました。

さらに、教員・保護者用には【展開２】として、どうしたらその体罰をしないようにできるかという、怒りの感情のコントロールの仕方なども映像化しましたし、万一体罰をしてしまった場合には、速やかに管理職へ報告すること、あるいは保護者が不安に思ったら学校に相談できるようにといった部分も盛り込んであります。

【展開３】として専門家による解説ということで、これはお子たちの方にも、中学・高等学校編に入れていますが、国立精神・神経医療研究センター医学博士でアルコールとか薬物の依存症の精神・神経科学を御専門とする松本俊彦先生からのコメン

ト、特に体罰を一回経験して子供が言うことを聞くと、それに慣れてしまう危険性があるといったメッセージを入れていただいております。

それから、指導者からのメッセージということで、教育委員の山口先生には、教員・保護者向け、そして小学生向けに御出演いただいて、ここに書いてある指導者からのメッセージ、あるいは子供たちには先生や友達との人間関係をしっかりとつくるのが大事だということを、御自身の柔道を学ばれた経験などを交えて語っていただいております。

真ん中は中学・高等学校編、そして小学校高学年編とありますが、ここは先ほど申し上げたように教員・保護者用とは【展開1】が逆になっていて、まず初めに、悪いことをすれば先生方は当然きちんと叱りますよというところを先に例示して、これはもう適切な指導ですということを先に示して、それでも体罰・暴言があった場合には、これは絶対にあってはならないという構成にしております。

左下、このDVDの学校での活用方法として、年度当初あるいは7月の体罰防止月間の校内研修などで活用していただく、また、保護者と一緒に見ていただくということが大事だと思っております、保護者会などでの活用、また子供たちには体罰の実態調査を行います。そのときに子供たちが、どういうことが体罰なのかを、これを見て理解した上で質問紙に回答するといった活用の仕方などを考えてございます。

一番右下ですが、区市町村教育委員会あるいは都立学校についてはこのような形で活用を周知してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御意見・御質問等ございますか。

山口委員はもう中身を御覧になっているんですね。

【山口委員】 はい。

【委員長】 他の委員もお手元に届いていると思いますので、是非御覧いただきまして、何かコメントがございましたら後ほどでも結構ですが、お寄せいただきたいと思います。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。



【竹花委員】 委員長、ちょっと先ほどの私の発言について一部訂正をいたします。

先ほど新教育長が教育委員でないということの御説明を受けました。そこで私が、今の教育委員である教育長が辞任して、すぐさま新たな教育長になることは脱法行為だと申し上げましたが、それはそうではありません。教育長は新しい教育委員ではありませんので、それは脱法行為には多分ならないだろう、そういうこともあり得るだろうと思います。それは法律上の解釈の問題であります。先ほど脱法行為と言った点については撤回します。

【委員長】 ありがとうございます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月10日(木) 午前10時 教育委員会室

### (2) 教育施策連絡協議会(区市町村教育委員会対象)

4月10日(木) 午後1時30分 都庁第一本庁舎5階大会議場

### (3) 教育施策連絡会(学校(園)長対象)

4月14日(月) 午後1時30分 中野サンプラザ

【委員長】 それでは教育政策課長、今後の日程等をよろしくお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について説明申し上げます。

まず、次回定例会は4月24日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

それから本日ですが、この後引き続き午後1時30分より、教育施策連絡協議会が都庁第一本庁舎5階大会議場にて行われることとなっております。

さらに、4月14日の午後1時30分からは教育施策連絡会、これは学校長、園長を対象とした連絡会ですが、中野サンプラザにおいて行われる予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。それでは引き続き非公開の審議に入ります。

では、5分ほど休憩にさせていただきます。

(午前10時57分)